

●文中の「SC」はサービスセンターの略

被害にあったら 相談してください

市は、事業者の不適正な行為(54項目)を禁止し、被害にあった市民を救済することを条例で規定しています。



次の行為があった場合は、すぐに市消費生活センターに連絡してください。相談はLINEでも受け付けています。上記のコードからアクセスしてください。

●問い合わせ 市消費生活センター ☎(888)5648

不適正な取引行為の例

■身分詐称：自らの身分を偽って勧誘する行為

▼市職員、著名な会社社員などを名乗って安心させて勧誘を行う行為は条例で禁止されています

■早朝・深夜などの勧誘：早朝、深夜、療養中など正常な判断が困難な状態の時に勧誘する行為

▼時間帯以外にも、病気療養中や夜勤明けなど判断力が低下していると考えられる状態のときに勧誘を行う行為は条例で禁止されています

■一方的送りつけ後の費用請求：注文していない商品を一方的に送りつけて料金を請求する行為

▼注文されていない商品を送りつけた事業者が送りつけ先の消費者に費用を請求する行為、商品の返還を請求する行為は条例で禁止されています

■資金調達の強要：望んでいないのにクレジットカードを使用させたり金融機関から借り入れさせたりする行為

▼「お金がない」と言ったのに、クレジットカードの使用、金融機関や家族、友人などからお金を借りさせる行為は条例で禁止されています

日本語教室の講師を募集します

外国のかたに日本語を教える講師を10人程募集します。教室は、4月から来年3月までの毎週火曜(38回の予定)の午後6時30分～8時、にぎわい交流館で実施します。謝礼は1回2千700円。

応募資格▼70歳未満(今年4月1日時点で、次の①～④のいずれかを満たし、他の講師と協調して教室運営に協力でき、Eメールで報告・連絡などが可能なかた

- ① 大学または大学院で日本語教育を専攻したかた(専攻中も可)
- ② 日本語教育能力検定試験合格
- ③ 法務省が示した日本語教育機関

の告示基準解釈指針における「学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了したかた」と認められるかた

④ 150時間以上の日本語指導経験またはそれに相当する教授歴があるかた

*①～④のいずれかを満たすかたが日本語を母語としない場合、国際交流基金と日本国際教育支援協会が主催する日本語能力試験でN1(1級)を有することが要件です。

申し込み▼履歴書と応募資格、生年月日が確認できる書類(写し)などを2月20日(月)(消印有効)までに提出してください。

募集要項など詳しくは、市ホームページをご覧ください

◆ 広報ID番号 1018430
● 問い合わせ 企画調整課国際都市間交流担当 ☎(888)5464

卸売市場再整備基本構想(素案)への意見募集

令和5年度末の策定に向けて検討・整理を進めている「秋田市卸売市場再整備基本構想(素案)」に対するみなさんのご意見を募集します。

なお、いただいたご意見は、個人

人情報を除き、原則、市ホームページで公開します。

募集期間▼2月8日(水)から28日(火)(必着)まで 資料閲覧場所▼市場管理室(外旭川)、市ホームページ(広報ID番号 1029352)

意見提出方法▼閲覧場所にある専用用紙に必要事項を記入し、その場の回収箱へ投函するか、郵送、FAX、Eメールのいずれかで提出してください

● 問い合わせ 中央卸売市場市場管理室 ☎(869)5222

学術・芸術に関する文化事業に助成します

令和5年度に、市民が自主的に実施する、芸術・学術に関する公演・講演会や、広く市民が活用できる秋田市に関する研究成果の刊行などの文化事業に対して助成します。個人・団体は問いません。

申し込みは2月28日(火)まで。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆ 広報ID番号 1002416
● 問い合わせ 文化振興課 ☎(888)5607

* 予算の成立状況により、内容などが変更になる場合があります。

